

〈研究ノート〉

沖縄・宜野湾の戦後憲法史（補遺）

——伊佐浜土地闘争を中心に——

小 林 武

目 次

まえがき——米軍占領期の土地強奪に対する抵抗

I 伊佐集落と伊佐浜土地闘争

- 1 「伊佐」の概況
- 2 伊佐浜土地闘争

II 伊佐浜土地闘争の経緯——「銃剣とブルドーザー」による強奪と住民の抵抗

- 1 問題の端緒：第1段階
- 2 条件闘争へ：第2段階
- 3 女性を支柱とした闘争の本格化：第3段階
- 4 米軍の第1次・第2次武力行使による強奪：第4段階
- 5 立退き後の伊佐浜の人々

III 伊佐浜土地闘争の意義——「島ぐるみ闘争」への発展

- 1 「島ぐるみ」の抵抗運動
- 2（補）「天願事件」——米軍による選挙弾圧

あとがき——憲法を奪われていた沖縄

【資料】 伊佐浜区民の「祖国九千万同胞に訴える」

まえがき——米軍占領期の土地強奪に対する抵抗

沖縄の憲法史を研究する作業の一環として、筆者は、先に「沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史——憲法の観点から」と題する小論^①を公にした。こ

これは、現在筆者の住む地域の歴史をとおして憲法のあり方を考察するために、戦前および沖縄戦直後までの村の歩みを調べ、また戦後については自治会に焦点を合わせてその特質を知ろうとしたものであった。ただ、内容の拙さはもとよりとして、とりわけ戦後にかんしては扱うことのできなかった事柄が多く、補遺をしておく必要を痛感していたところである。

そこで、宜野湾の戦後史の中で生じた、とくに憲法の観点から重要と思われるテーマをとりあげて、この地域が関してきた歴史をできるだけ具体的に描いておきたいと思う。その場合、筆者としては、宜野湾村の字伊佐（当時。現在は宜野湾市伊佐区）における土地闘争（伊佐浜土地闘争、1955年）を主な対象にしたい。それは、まことに権力（ここでは異民族の、むき出しの軍事権力）による暴圧に対して、民衆が生命と人間の尊厳を守り抜こうとした抵抗の記録でもある。日本国憲法が適用されていなかったこの時期、人々の人権の叫びも、憲法をとおした具体的な形をとったものではなかったが、憲法史の中に位置付けられるべき重要な事蹟であることは明らかであると考えている。また、同時期の、この土地闘争と本質を同じくする、米軍による選挙干渉・弾圧事件のひとつである「天願事件」（1953年）にも補足的にふれることにしたい。

ここで対象とする時期は、対日平和条約の発効（1952年4月28日。サンフランシスコ体制の始動）を背景に、琉球政府が設立された（1952年4月1日）直後以降にあたるが、米軍は、民衆運動に対して、また選挙にまでも反共主義と結び付けた弾圧をおこない、それに抵抗する運動は「島ぐるみ」と呼ばれる様相を見せることになる。そうした米側の姿勢を、米軍基地構築の進行について概観し⁽²⁾、それを伊佐浜闘争のテーマとつなぐことにしよう。

次のように要約できる。——1952年4月28日、対日講和条約（サンフランシスコ平和条約）の発効により日米間の戦争状態は終了し、日本は独立国としての主権を法的に回復することになった。しかしながら、沖縄は同条約3条により日本本土から分離され、米国の施政下に置かれた。一方で、同条約の発効により米軍による沖縄の占領状態が法的に終了し、それまでのハーグ陸戦法規を根拠とする軍用地の使用権原も当然その法的根拠を失うこととなった。講和後も引き続き沖縄の軍事基地を確保する必要があった米国は、講和条約3条によ

り施政権者の地位を与えられたのではあるが、基地用地の使用権原を改めて取得するための法制を必要とした。そこで、米国民政府は、既接收地の使用権原と新規接收を根拠付ける布令を次々と発布し、軍用地使用を法的に追認するとともに、新たな土地接收を強行していった。すなわち、まず、1952年11月1日に布令91号「契約権」を公布して、賃貸借契約による既接收地の継続使用を図り、琉球政府行政主席と土地所有者との間で賃貸借契約を締結し、琉球政府が米国民政府に土地を転貸する仕組みをつくった。しかし、契約期間が20年と長期のうえ軍用地料が低額であったため、契約に応じた地主はほとんどなかった。ついで、米国民政府は、1953年4月3日、土地の使用権原を取得するため、布令109号「土地収用令」を公布した。同布令では、最初、これを取得するための協議をするが、それが不成功に終わったときには、米国は、地主に対して収用の告知をおこない、地主は30日以内に受諾するか拒否するかの応答をしなければならなかった。拒否しようとするなら、その旨を民政副長官に訴願することができるが、その場合にも米国は一方的に収用宣言書を発することによって、土地の使用権原を強制的に取得することができるとされていた。

この布令109号は、本来接收地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設・強化がすすめられていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接收のみに適用され、既接收地の使用権原については依然として法的根拠を欠いていたことから、米国民政府は、1953年12月5日、布告26号「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」を公布した。この布告は、一方的に、「軍用地について、1950年7月1日または収用の翌日から米国においてはその使用についての黙契とその借地料支払いの義務が生じ、当該期日現在で米国は賃借権を与えられた」と宣言し、既接收地の使用権原を合法化するものであった。これによって、米国は、講和後における土地使用の法的根拠付けの作業を終了させた。そして、上記布令109号にもとづいて土地接收がすすめられたが、それは、米軍が武装兵力を動員し、住民を強制的に排除していくという、「銃剣とブルドーザー」と呼ばれる力づくの接收であった。これは、講和前にも例がないもので、つまり、主権回復とひきかえに日本本土から切り捨てられて米軍の施政権下に置き去りにされた沖縄で

は、米軍の暴虐の限りが尽くされるままに、米軍基地が拡大され続けたのであった。

このような、米軍による力づくの土地強奪は、小禄村（現在那覇市）具志、真和志村（現在那覇市）安謝・銘刈・岡野・平野地区、宜野湾村（現在宜野湾市）伊佐浜、読谷村渡具知、伊江村真謝・西崎地区などで強行された。そのうちで、ここでは伊佐浜の例を取り挙げる。1954年7月、米国民政府は、宜野湾村（現在宜野湾市）伊佐浜の集落に対して、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由付けに疑問を抱いていたが、その後、米国民政府は、基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。翌55年3月11日、一部地域の強制接収が執行され、武装米兵が、ブルドーザーの前に座り込む住民を銃剣で殴りつけるなど、32名の重軽傷者が出た。その日の強制接収は取り止められたが、同年7月、各地から駆けつけた住民と米軍が対峙する中、米軍は、深夜の間に、武装兵を乗せたトラックで付近の道路を遮断し、警戒態勢のうちに土地を接収した、というものである。このようにして形成された米軍用地は、復帰時にはおおよそその97%が地主との「賃貸借契約」の形式をとっていたが、実際は、米軍が強制的に接収しておきながら後になって契約の形を整えたに過ぎないものであった。結局、沖縄の米軍基地は、復帰前の米国施政下でも正当な法的根拠をもたないものであったことが確認されるのである。

——以上を踏まえて、この「伊佐浜土地闘争」をできるだけわしく見ておこう。それに先立ち、伊佐集落（現在宜野湾市伊佐区）と伊佐浜土地闘争の概要を記しておきたい⁽³⁾。

I 伊佐集落と伊佐浜土地闘争

1 「伊佐」の概況

宜野湾の伊佐（いさ）は⁽⁴⁾、市域の北西部、沖縄本島の中部西海岸に位置し、東シナ海に面している。伊佐の集落は、もともと、沖縄本島の西海岸に沿った国道58号より東側にあったが、沖縄戦後、集落部分が米軍基地（キャンプ瑞慶

覧）として接収されたため、国道の西側と旧護岸を挟む狭小の土地へと移動して街が形成されている^(4-a)。

伊佐は、かつては浦添間切（「間切り」は行政単位）に属していたが、宜野湾間切の新設（1671年）でその下に入った。1908年、「沖縄県及島嶼町村制」の施行によって、間切は町・村に、村は字に改められ、宜野湾間切は宜野湾村となった。伊佐は、旧来の宜野湾間切伊佐村が宜野湾村字伊佐へと変わった。宜野湾村は1962年に市となり、字伊佐も伊佐区となって現在に至っている^(4-b)。人口は、2015年現在で4055人である。

伊佐の歴史を大きく変えたものは、やはり沖縄戦である。1945年4月1日に本島中部西側の読谷・北谷の海岸に上陸した米軍は、伊佐村を同月4日、5日に占領した。同村の住民は、本島北部へ疎開する人もいたが、多くは集落内の自然壕（ガマ）に避難していた。戦死および行方不明の伊佐村民は、33人に及んだ。1944年時点の人口348人の9.6%になる。捕虜となった住民は、北谷の仮収容所から野嵩、そして具志川や現在の沖縄市の収容所へと移動させられ、46年2、3月頃には普天間、野嵩に再収容された。

それら住民は、1947年5月頃から、帰村することが米軍により許可された。とはいうものの、元の集落は米軍基地となっており、屋敷・畑も接収されて農作業も許されない始末であった。そのため、テント小屋の字事務所を建て、住民の集会場、共同作業の食事場・監視場、農耕の休息場とした。屋敷地も、50坪の住宅地55戸を割り当て、残地を共同の農耕地とした^(4-c)。——伊佐の人々の戦後は、このようにして始まっている⁽⁵⁾。

2 伊佐浜土地闘争

沖縄戦後の伊佐について最も重大な出来事が伊佐浜土地闘争であることは、ほぼ異論のないところであろう。地元自治会の編集にかかる『伊佐誌』⁽⁶⁾は、それを次のように要記している。——「1954年4月8日、米国民政府による市域の伊佐一喜友名一新城一安仁屋に広がる13万坪の水田に水稲二期作の植え付けが禁止され、土地接収が通告された。／伊佐浜の土地闘争として知られる住民の反対運動は、米軍の強権力に1年余におよんで抵抗するが、翌55年

7月19日早朝、米軍は着剣した銃口を向け、ブルドーザーの前に座り込んだ住民をひきずり出し、ブルドーザーで田畑は土深く埋められ、家・屋敷も埋められ、翌日は金網で囲み、入り込むこともできないありさまであった。／この伊佐浜の土地闘争では、伊佐浜住民136人、32戸が強制移動を強いられた。強制接収を受けた伊佐浜住民は、一時期、大山小学校で生活し、116人、23家族が『インヌミヤードゥイ』と呼ばれる、現在の沖縄市高原へ、生活保障も不十分なまま移住させられた。新たな移動先での生活は、住宅の建設と荒廃した畑の開墾に始まり、苦労の連続であった。57年8月、伊佐浜住民10世帯 59人が移民船チャチャレンカ号で第一次農業技術移民としてブラジルへ移民した」のである（／は原文では改行。以下も同様）。

また、一書⁽⁷⁾は、写真を掲げつつ迫真的な筆致で次のように描いている。——「伊佐浜は、沖縄本島中部の西海岸に位置し、豊かな湧き水に恵まれ、戦前から『チャータンブクワ（北谷の田圃）』と呼ばれる美田が広がっていました。戦時中の米軍の土地接収からもまぬがれ、戦後もかつてのように稲が植えられていました。そこへ1954年4月、米軍は日本脳炎の蚊が発生するおそれがあるから、稲を植えるなど言ってきたのです。それは、強制土地接収の前触れでした。／伊佐浜の水田は収穫量も多く、難民収容所から解放された人々の生活を立て直す基盤ともなってきました。それにもかかわらず米軍は立ち退き命令を出してきたのです。／翌55年3月には3万坪、7月にはさらに10万坪（立ち退き家屋32戸）を接収すると米軍は通告してきました。怒りと恐怖におののく住民を支援するため、各地から人々がかけつけてきました。／7月19日夜明け前、こうこうとライトをつけたトラックとブルドーザーが武装兵に守られて伊佐浜にやってきました。彼らは住民を追い出した後、家を破壊しました。／米軍の武力を背景にした力の前に住民はこれ以上なすすべはありませんでした。追い出された住民はその後、収容先のインヌミ（現在の沖縄市高原）に移っていきました。身を寄せたインヌミは耕しても耕しても石ころばかり出てくるやせた荒れ地でした。琉球政府のすすめもあって、南米へ移住する人もいました。／その後の伊佐浜には、かつての美田の姿はありません。命の糧を生産する田や畑に代わって米軍基地キャンプ・フォスターが居座り、核・非核

両用の155ミリ原子砲が置かれ、丘の上には核戦争のときに大きな役割を果たすという軍事衛星通信施設が設置されました。」というのである。

このような経過と内容をもつ伊佐浜土地闘争についての、標準的な事典⁸⁾による記述は、ほぼ次のごとくである。——「極東情勢の緊張を理由に、沖縄を巨大な不沈空母にするという基地計画を発表した米軍は、1953年4月3日、布令109号『土地収用令』を公布して、各地で強制収用を始めた。54年12月には、伊佐浜区民の立退きを勧告、移動計画を決めたが、55年1月31日に、村代表の妥協を不満とする同区婦人代表が、琉球政府行政主席に立退き反対を陳情して闘争が始まった。3月11日に米軍は強制収用を通告して武装兵とブルドーザーを出動させたが、区民の座り込みで阻まれ、同月18日に再度通告、そのときも数千人の支援団体が集結したため見送った。翌19日未明、支援団体の隙をついて一挙に強制接収し、逮捕者と多くの負傷者を出した。伊佐浜区民は、大山小学校に仮居したあと、沖縄市美里の俗称インヌミ屋取（ヤドゥイ）に移住、2年後にはブラジルへ10家族（81人）が移住した。」——ここには、米軍の武力による土地接収と住民の抵抗の背景と経過、結末についての要点が、わかりやすく摘示されている。

そこで、以上を踏まえ、問題の詳細を、章を改めて検討したい。まずは、土地闘争の経緯を述べることから始めよう。

Ⅱ 伊佐浜土地闘争の経緯

——「銃剣とブルドーザー」による強奪と住民の抵抗⁹⁾

1 問題の端緒：第1段階

この時期の米軍による土地接収は、最終的には武力行使による強奪を準備しつつ、まずは詐欺的な手法をとることを常とした。

伊佐浜の場合、1954年4月8日、米軍は突如、伊佐浜一帯の水田13万坪の水稲二期作の植付け禁止を口頭で言い渡した。その表向きの理由は、先述のとおり、流行性脳膜炎を媒介する蚊の発生の防止という、おためごかしの台詞であった。同様のものが、7月14日には文書の形で出された。これは、先

に（「まえがき」で）述べた53年4月3日の布令109号「土地収用令」に加えて、同年12月5日の布告26号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」にもとづくものであるとされた。対象となる住民は、新城・安仁屋・喜友名・伊佐の4部落にまたがり、計505戸・2341人（全村の13%）から成り、そのうち専業農家は370戸（73%）・1883人（81%）にものほり、農耕地のほとんどが伊佐に集中していた。

これに対して、4部落の住民は、ただちに代表の協議をおこなって「軍用地対策委員会」を結成し、立法院、琉球政府に水稲植付け禁止指令の解除を陳情した。これを受けた立法院は、すぐに審議をおこない、「衛生上の理由で水稲の植付けを禁止するのは腑に落ちない、土地収用の前触れではないか」と推測しつつ、米軍当局には、蚊の発生の予防措置をとるから、水稲植付け禁止指令を解禁するよう陳情した。これに対して、米軍は、「植付け禁止は衛生上の理由からだけなので、田を埋めて耕作することは喜ばしいし、水稲以外の作物ならならば差し支えない」と回答しつつ、一方では、宜野湾村役場に、この一帯の土地収用を口頭で通告していた。それによると、13万坪の土地を、A・B・Cの3地区に分けて、A地区は54年8月1日までに明け渡すよう求めていた。

米軍の先の言明に裏切られた住民は、村当局と一体となって、接収を中止させるよう陳情運動を再び始めた。それが続けられている中、A地区の明渡し期限が1か月を超えた9月9日、米軍は、「世界情勢は緊迫しており、自由世界防衛のため、合衆国が必要とする場合は、いかなるかつすべての私有地を取得する」との回答を寄せると同時に、突如、ブルドーザーがMPを伴って現れ、耕地を地均して工事を開始するという実力行使に出た。住民約200人がかけつけて工事を中止させたが、その際、3部落の区長がMPに基地内に連行されて取調べを受けた。住民は、あくまでも土地を守るという決意を固め、農耕を強行して、立ち退く意思のないことを表明した。——これが、米軍の伊佐浜土地強奪の第1段階である。

2 条件闘争へ：第2段階

米軍は、第1段階の実力行使の後、住民の中に分裂と対立を生じさせる工作に乗り出した。住民にとって、土地がいかに大切であるかは明瞭であるが、当時の反共弾圧下の沖縄で米軍に反抗することは命がけでしかできなかった。そこから、どうしても、立退きは受け入れ、補償を求める方向に傾いていった。そうした状況を見て、米軍は、1954年11月15日までに農作物と家屋・構築物を撤去すべきことを通告してきた。琉球政府も、住民に対して「この地域は、軍のマスタープラン（総合計画）区域内であるから、土地の収容を変更させることは難しい。しかし、補償の方法はできるだけ考慮するよう折衝する」と表明した。

こうして、伊佐浜土地闘争の第2段階は、米軍による脅迫、分裂工作の進むなかで条件闘争として展開した。米軍は、琉球政府をとおして村当局に圧力をかけ、強制接収になると補償はまったくないので立退き命令に応じて補償を受けるほうがよい、と住民を説得させた。この説得活動は、家屋と全耕地を失う伊佐浜部落と、わずかながらも土地を伊佐浜以外に所有している他部落との間に意見の相違を生じさせた。そして、1955年1月17日に、米軍・琉球政府・村当局・各部落代表者間で、「軍用地補償要綱」が決定され、8条件が合意されて“円満解決”を見たと報じられた。その主な内容は、田畑を失うものには1戸につき7,800円（B円）の補償金を支払う、立退き家屋には米軍が評価する額の60%から70%を支払う、地代は、田の1等地が1年間に1坪あたり2円50銭、5等地は田でも畑でも1円50銭を支払う、などである⁽¹⁰⁾。しかし、地主側は、その協議には参加しておらず、また8項目も事実と異なる、とされる⁽¹¹⁾。それを住民に押し付け、立退きを強要したわけであるが、4部落間で不統一が生じていた結果、伊佐浜部落代表はこの条件を受け入れざるをえず、米軍との不本意な妥協に追い込まれたのである。翌日（1月18日）の新聞は、“伊佐浜土地問題は円満解決”と報じ、立法院もこの問題を打ち切った。

3 女性を支柱とした闘争の本格化：第3段階

しかし、この合意内容を知った伊佐浜の女性たちが立ち上がり、同1955年

1月31日、琉球政府への陳情行動を開始した。当時、戦争で夫を失い、また母子家庭の女性がきわめて多数であったこともその背景をなしていると思われる。当時の一紙も、「生存権の主張は反米に非ず。……老幼婦女子が悲しそうな嘆願をつづけている宜野湾村伊佐浜の基地接收反対陳情は、自由人権協会の人権保護の烽火によって更に世人の注目の的となり、対内的問題より今や社会人類の人道的問題として注視をあつめるにいたった」と報じていた¹²⁾。

伊佐浜の女性たちの訴えに、立法院は、翌2月5日に土地委員会を再開し、米軍に対して、次の陳情をおこなった。——それは、(1) 接收を中止すること、(2) 3万坪の干拓をすること、(3) 補償は補償要綱に沿ってやること、という3段階のものであった。米軍は、この要求をことごとく拒否した。しかし、立法院は、3月5日、「土地収用に関する請願決議」を再び可決して、土地収用と部落立退きの中止を要望した。住民の生活と権利を守る立場を強く打ち出したのである。

この1955年には、朝日新聞の報道が大きな契機となって日本本土で初めてといってよい沖縄問題についての論議が起こり、日本弁護士連合会も沖縄問題特別調査委員会を設けるなど、沖縄がようやく本土において取り上げられるようになっていた。また、アジア法律家会議でも沖縄の人権問題の現地調査委員会の設置を決議したり、ソ連が、沖縄はアメリカの原爆基地であると論評するなど、海外でもクローズアップされつつあった。——こうしたなかで、伊佐浜住民は、絶対立退反対の立場を貫いて、農耕をつづけていた。

4 米軍の第1次・第2次武力行使による強奪：第4段階

ところが、前記の立法院決議から6日目の1955年3月11日朝、米軍はブルドーザーで建設作業を始めた。そして、阻止のために座り込んだ住民に対し、完全武装の兵が、老人、婦女子を問わず、銃の台尻で殴り、また蹴るなどの暴力を振るって追い出した。これが、第1次の実力行使である。住民は、ただちに同日午後、琉球政府に住民の犠牲を食い止めるよう訴えている。ただ、翌日の各新聞は、一方的に米軍新聞課発表の記事を掲載し、「部外者」が座り込みをしていることを強調した。人々の闘いは、こうした状況のなかで進められた

のである。

伊佐浜での米軍の実力行使の翌月、4月13日に那覇で軍使用地の地主大会がはじめて開かれ、そこでは、強制接収が深刻で重大な段階に来ており、武力による収用には絶対反対であることが訴えられた。また、同月21日、伊佐浜住民から土地接収に対する譲歩案が提示されたが、それは、伊佐浜海岸の干拓と完全生活補償が実現されるなら立退きを受け容れてよい、とするものであった。伊佐浜住民は、沖縄世論が軍用地問題をわが事として受け止めつつあることを感じながらも、迫り来る強制収用におののいて、譲歩案を示したのである。しかし、米軍は、住民の心情を一顧だにしなかった。

そして、7月11日、米民政府（米軍）は、伊佐浜13万坪の32戸に対し、18日までに立ち退くべしと通達した。12日朝、伊佐浜区では部落会を開き、「米議会調査団の来島まで接収延期」を軍に要望、それが容れられない場合は部落の死活問題として阻止するという方針を決定、立退き条件の基本線として「十分な生活補償」「現埋立地への移転反対」「3万坪の干拓」を再確認した。しかし、米民政府は、この訴えを直ちに退けた。

7月19日となり、その未明、遂に米軍は、武力による接収を開始した。この非常事態を、地元紙⁽¹³⁾は次のように報じている。——「18日に予定されていた軍の接収が、同日暁になっても何ら軍が動き出す気配がないので、地主たちはホッとした表情を見せていた。……19日夜が白々と明けかけた午前4時半、不気味に静まり返っていた軍が盛んに動きだし、ブルドーザー、クレーン、ダンプカー、トラックなどが1号線上に整列したので、“すわこそ接収開始！”と見張り員が警鐘を二人交替で乱打して部落民に急を告げた。午前5時、駆けつけた伊佐浜地主側と軍が1号線でならみあった形のまま、地主側から“接収を一応待って貰いたい”と軍側に申し入れたが問題にされず、5時10分、軍は群がる地主たちを追い散らして接収を強行、部落北側と南側の農地にブルドーザーを乗り入れて整地を開始した。武装兵に守られたブルドーザーに手が出ずぼうぜんとして住民が見守る中に、接収作業は冷厳かつスムーズにはかどり、6時50分には伊佐浜部落の周辺に容赦なくバリケードは張り回され、きのうまでのわが愛執の土地に“立入禁止”の高札が高々とかけられた。」^(13-a)の

である。

5 立退き後の伊佐浜の人々

伊佐浜区民32戸36名は、住む家もない窮地に追いやられ、接収翌日の1955年7月20日午前、同部落を訪れた琉球政府与儀副主席らに大山小学校への仮移転を泣く泣く承諾し、午後から移転を開始したが、どの顔も暗く打ち沈んでいたという^(13-b)。

この人々は、翌8月に、終戦直後県外からの引揚者の一時滞在場所であった美里村（現沖縄市）高原のインヌミヤードウイに移住した。ところが、この新移住地では荒蕪地を開墾して作物の植付けを計画したが、石ころだらけで畑地としてはとても不適であることが判明して途方に暮れた。家屋も粗末で、56年9月の台風（エマ台風）によって14戸のうち5戸が全壊、8戸が半壊で、健在なのは1戸だけという被害が出た。安定した生活は、とうていできなかったのである。

このように移住地は劣悪な環境だったので、琉球政府社会局移民課は、1956年10月、移住者のうち希望者全世帯をブラジルへ移民させる計画を練り出した。そして、ついに、翌57年8月20日、移民船チャチャレンカ号（1万1000トン）で、土地を米軍に奪われた伊佐浜住民10世帯50人は、沖縄を離れることとなった。そのうちの1人は、次のような手記を残している。——「伊佐浜からインヌミヤードウイに移って死に物狂いで働いたが、小石が多くて農業では食べて行けず、僅かの貯えも政府の援助金も食い尽くしてしまった。そして考えに考えた揚げ句、同じような苦しみをするなら希望の持てない沖縄より、希望の持てる土地を……と想着南米移民に応じました。私たちは死んでも沖縄を——先祖伝来の土地からは離れるまいと思っていたが、子供たちの将来を考えるとその決心もぐらつきました。先方には知人があるわけでもなく、政府の後押しを信じて渡航します。」⁽¹⁴⁾というものである。このような思いでブラジルに渡った伊佐浜住民であるが、中には、数年後に帰国の途に就かざるをえなかった人もいた。

米軍の土地強奪は、こうした様々な酷い運命を、罪のない人々に強いたので

ある（文末の【資料】参照）。

——以上の経過を踏まえ、章をかえて、伊佐浜土地闘争の意義について論じておきたい。

Ⅲ 伊佐浜土地闘争の意義——「島ぐるみ闘争」への発展

1 「島ぐるみ」の抵抗運動

伊佐浜（さらに伊江島など各地）で土地闘争がおこなわれたのは、戦後の米軍による沖縄統治政策が著しく硬化し、民衆に対する強権的姿勢、とくに米軍支配に対峙する運動に向けての弾圧が、あからさまに野蛮・凶暴なものへと激化した時期である。

大づかみしておくなら、1950年に勃発した朝鮮戦争を境に、米軍は、沖縄をアジア戦略の拠点とする方針を定めた。とくに、52年の対日平和条約3条によって、米側は沖縄の「無期限保有」、つまり半永久的な占領統治の政策を確定することとなった。53年、アメリカでは、アイゼンハワー政権の国務長官に就任したダレスは、より積極的な反共政策を遂行した。その具体化は、極東だけでも、54年3月に日米相互防衛援助協定（MSA協定）、9月に東南アジア条約機構、12月に米華相互防衛条約の成立としてあらわれ、すでに締結されている米比相互防衛条約、米韓相互防衛条約、そして日米安保条約と相俟って、一連の強固な対共産圏軍事同盟条約網を形成するものであった。こうした中で、沖縄には、極東戦略の中核としての役割を担わせることとなったのである。

これを背景に、1954年3月米国民政府は、軍用地の使用料一括払い、つまり無期限使用の方針を出した。沖縄の民衆は、ただちに反対の行動を開始した。その声を代弁する形で、立法院が、54年4月30日に、「軍用地処理に関する請願決議」を全会一致で採択した。この決議は「土地を守る四原則」（「軍用地四原則」、たんに「四原則」とも）を掲げたもので、それは、①米国民政府による土地の買い上げ・永久使用・地料の一括払いは絶対におこなわないこと（一括払い反対）、②現在使用中の土地については適正にして完全な補償がなされ

ること、使用料の決定は住民の合理的算定にもとづく要求額にもとづいてなされ、かつ評価および支払いは1年ごとになされなければならないこと（適正補償）、③米軍が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと（損害賠償）、④現在米軍の占有する土地で不要の土地は早急に開放し、かつ新たな土地の取用は絶対に避けること（新規接収反対）を内容とするものであった。民衆は、この四原則をわがものとして団結して起ち上がったのである。

米国民政府は、これを無視して土地の取奪をやめなかった。各地で住民の激しい反対運動が起こり、琉球政府は、1955年5月、代表団が渡米して「四原則」を米国政府に訴えた。それを受けて、10月、米国下院軍事委員会特別分科委員会は、メルヴィン・プライス議員を団長とする調査団を沖縄に派遣した。その報告書（「プライス勧告」）は、翌56年6月に発表されたが、沖縄住民の一抹の期待を完膚なきまでに裏切って、借地料の一括払いと新規接収を勧告するものであった。

沖縄住民の憤りは大きく、各地で、あらゆる組織・階層を巻き込んで、四原則の貫徹を求める集会が開かれ、「島ぐるみ」の土地闘争が展開された。伊佐浜土地闘争においても、1955年7月16日開催の軍用地地主大会は、琉球政府行政主席ほか渡米代表5氏・立法院議長および2議員・市長村長協議会会長などが出席する中で四原則を確認し、伊佐浜のほか伊江島・豊見城の地主による意見発表がなされた。こうした、超党派かつ「官民」が一体となった抵抗の姿勢は、「島ぐるみ土地闘争の〔噴出の——引用者〕前兆を思わせる」ものであった⁽¹⁵⁾、と評されている。

そして、「島ぐるみ土地闘争」は、1956年に、「爆発」と表現されるような状況に達している。すなわち、プライス勧告が伝えられるや、琉球政府・立法院・市町村長会・軍用土地連合会からなる四者協議会は、ただちに連日の合同会議に入り、政府行政主席以下全局長、立法院議員総員、全沖縄の市町村長の総辞職を含む“重大決意”を表明した。その決意表明は、“無抵抗の抵抗”、“住民とともに住民の運命を開く”であり、四者協の闘争方針に結実された。この闘争方針は、プライス勧告全文公表の6月20日、全沖縄64市町村のうち58

の市町村で開催された市町村住民大会に結集する20余万人の下からのエネルギーに結合し、さらに同月26日、那覇・コザで開催された第2回住民大会へ拡大。「島ぐるみ土地闘争」は、爆発的な昂揚に至ったのである⁽¹⁶⁾。

これに対して、米軍側は、運動の弱い部分を衝く報復措置として、オフリミット（立入禁止）を発動し、住民の分極化を図った。それらをとおして、土地問題は、翌57年には決着させられた。とはいえ、「島ぐるみ」闘争を支えたエネルギーは、1995年の少女暴行事件を契機とした民衆の運動、さらに現在におよぶ辺野古基地建設反対闘争においても大同団結を追求する「島ぐるみ」運動として脈々と受け継がれているといえる。

2（補）「天願事件」——米軍による選挙弾圧

この、米軍の高圧的な占領政策が苛烈をきわめていた時期、立法院議員の選挙に際して米国民政府が介入した。そのひとつ、反米的であるとして候補者の被選挙権を剥奪したのが「天願事件」である。——これを本稿でとりあげるのは、この事件が宜野湾村（当時）を含む選挙区（沖縄中部・第4選挙区）にかかわるものであることによる。その意味では、牽強付会の誹りを受けるに違いないが、時代をよく示す事件であることにかんがみて、ここに補論として扱った次第である。

経過を要約するなら、1953年4月、立法院中部地区選出の民主党所属議員が急逝したことにより、補欠選挙がおこなわれた。社会大衆党（社大党）と人民党は「即時完全日本復帰実現」など5項目の統一綱領を決定し、統一候補として天願朝行を立て、与党の琉球民主党（のち沖縄自由民主党）が公認した徳田政雄に圧勝した。これにつき、米国民政府は、選挙管理委員会に書簡を送り、「当選者には破廉恥罪の前科があり、欠格条項に該当するから当選決定を保留せよ」と指示した。選管は、米国民政府書簡・法務局の見解・警察の見解・本人の弁明などを慎重に検討した結果、米国民政府の主張を斥け、天願の当選を告示した。これに対し、米国民政府は布令を出して、再選挙を指示するとともに、天願の当選を無効にした。これに住民は憤激し、政党も候補者を立てず、選挙は2度も流れた⁽¹⁷⁾。3度目の告示で、2人の立候補者があったが、

そのうち1人が辞退、無投票で当選が決まった。この事件は、米側が共産主義とみなした政党や政治家を徹底的に弾圧し、排除した例であり、その後頻発した米軍による被選挙権剥奪の最初の例である。

この米軍の措置に対して、社大・人民両党は、ただちに「植民地化反対共同闘争委員会」を結成して弾圧政策に対抗した。この委員会は、運動目的として、主席公選・自治権拡大・植民地化反対・即時日本復帰・米国民政府の選挙干渉反対などを掲げ、米国民政府をきびしく批判した。米国民政府は、「この運動は反米的であるのみならず、琉球住民の利益に反する」として、解散を命じた⁽¹⁸⁾。

とはいえ、この運動は、強大な米国民政府の政策に正面から抗う、民衆の組織的な抵抗運動であった。その担い手のひとつであった人民党は、つぎのような総括的評価を与えている。——「この統一戦線は、1951年2月に結成された奄美大島日本復帰協議会、同年4月結成の日本復帰促進期成会、53年1月の沖縄諸島祖国復帰期成会とともに、アメリカ占領下における統一戦線運動の貴重な成果であった。とくに、この植民地化反対共同闘争委員会は、アメリカ帝国主義の植民地的支配と対決する明確な目標をかかげ、アメリカ占領軍の暴政とたたかい、民主主義と祖国復帰のために県民を結集しようとした点で、統一戦線運動の新しい発展を示すものであった。」というものである⁽¹⁹⁾。

ここでかかげられた烽火は消えることなく、「島ぐるみ」の土地闘争、復帰運動へと連なっていたのであった。

あとがき——憲法を奪われていた沖縄

伊佐浜の人々は、米軍による土地強奪でその人権を侵害され、そして救済されることはなかった。いいかえれば、憲法の保障を受けることはなかった。もとより、歴史の審判は、暴力（銃剣）によって生活者の土地を（ブルドーザーで）奪う米軍を許さず、住民を不条理から救い出すにちがいない。しかし、現実には、人々は泣き寝入りをするほかなかったのである。そこに、もし、この時期において、沖縄県民に日本国憲法の生存権の保障、損失に対する補償が確保

されていたならこうしたことは起こりえない。今、これを米国に償わせることは、法的にまったく不可能なことなのか。

琉球政府の発足（1952年4月1日）を控えて、立法院について、自らが憲法をもつ、つまり立法院を「憲法議会」と位置付ける構想があった。しかし、米側は、52年2月29日に、布告13号「琉球政府の設立」、布令68号「琉球政府章典」を發出して、立法院側の構想を芽のうちに摘んでしまった⁽²⁰⁾。これは、沖縄側で人民の主導する憲法制定をおこなうことなどは、米側がけっして許さないものであったことを物語っている。

伊佐浜土地闘争では、村民の手によって、《金は一年、土地は一生》、《土地とりあげは死刑の宣告》という立て看板（筵旗）が見られた。私有財産の権利、人間としての生活の権利の根源から出る叫びであった。また、「生存権の主張は反米に非ず」という論理も用いられていた。自らの意に反する要求をことごとく反米的、とくに共産主義的として否定し、それに対しては凶暴な弾圧を向けてくる絶対的権力者に対して、基本的人権でもって対峙する思想が、そこに認められる。実際には一切のものが押し潰されたのであるが、こうした努力こそが、憲法の保障する基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に耐へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（日本国憲法97条）という人権保障の原理の土台となっているのである。

伊佐浜土地闘争は、辛い経過をたどることとなったが、しかし、人々はけっして敗者ではない。その努力は、歴史が頁を捲るたびに思い返され、発展の糧として生かされている。やはり、それは、忘れ去られることのない金字塔として伊佐の浜に屹立しているのである。

註

- (1) 愛知大学法学部 法経論集221・222合併号（2020年3月）。拙著『沖縄憲法史考』（日本評論社・2020年）第2章に収載。
- (2) 拙稿「沖縄米軍基地爆音訴訟における平和的生存権の主張」法経論集199号（2014年）198-200頁にもとづく。

- (3) 宜野湾市史編集委員会（編）『宜野湾市史』第1巻・通史編（宜野湾市教育委員会・1994年）に多く拠っている。
- (4) 宜野湾市伊佐誌編集委員会（編）『伊佐誌』（一般社団法人伊佐財産保存会／宜野湾市伊佐区自治会・2011年）。a-15頁，b-17頁，c-30頁。
- (5) なお，参照，仲松弥信「伊佐」沖縄大百科事典刊行事務局（編）『沖縄大百科事典』上巻（沖縄タイムス社・1983年）160頁。
- (6) 『伊佐誌』・前掲註(4) 31頁。
- (7) （財）沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室（編）『沖縄県史ビジュアル版 1・銃剣とブルドーザー 戦後①』（沖縄県教育委員会・1998年）12頁以下。
- (8) 川瀬信一「伊佐浜土地闘争」『沖縄大百科事典』上巻・前掲註(5)162頁。
- (9) この章は、『宜野湾市史』第1巻・前掲註(3) 第6章第4節 宜野湾における土地闘争（411-438頁）にもとづく。
- (10) 沖縄人民党史編集刊行委員会（編）『沖縄人民党史の歴史』（沖縄人民党史編集刊行委員会・1985年）176頁に拠る。
- (11) 澤砥安一「米軍による伊佐浜の強制土地収用」『伊佐浜誌』・前掲註254-255頁。
- (12) 琉球新報1955年2月6日。
- (13) 琉球新報 a-1955年7月19日夕刊，b-同月21日。
- (14) 琉球新報1957年8月16日。
- (15) 『宜野湾市史』第1巻・前掲註(3) 429頁。
- (16) 中野好夫（編）『戦後資料 沖縄』（日本評論社・1969年）157頁。
- (17) 鳥袋 邦「天願事件」『沖縄大百科事典』中巻・前掲註(5) 859頁。
- (18) 参照，鳥袋 邦「植民地化反対共同闘争委員会」『沖縄大百科事典』中巻・前掲註(5) 446頁。
- (19) 『沖縄人民党史の歴史』・前掲註(10) 131-132頁。
- (20) 参照，櫻澤 誠『沖縄現代史』（中公新書・2015年）41-42頁。

【資料】

伊佐浜区民の「祖国九千万同胞に訴える」

私たち伊佐浜区民はあくことの知らない米軍の惨虐極まる非道な仕打ちによる，たえがたい生活苦と闘い続けて来ました。私たちのこの苦しみを祖国の苦しみとして常に暖かい愛情をもって御支援下さった九千万同胞に心から深く感謝申

し上げます。

1954年7月8日アメリカ占領軍から水稲植付け禁止の指令を受け、理由は衛生的見地からボーフラが発生し、日本惱（ママ）炎がまんえんするからとのことでありました。それから1ヶ月後の8月10日には軍用地係官によって、この地域を明け渡すようにと伝えて来たのであります。私たちの土地は沖縄一の美田だといわれているところで、水稲植付坪数は13万2千坪で1坪の年間生産高は精米にして1升2合位、金額にして125円位（B円）の年間2回とれるのであります。

このような土地に対し軍が支払うという借地料は僅かに1坪年2円乃至最高4円50銭（B円）であります。私たちは、土地を貸す意志は毛頭ありませんし、その当時迄借地料は受けておりませんでした。アメリカ軍と琉球政府は私達の再三再四に亘っての陳情に対し「沖縄には土地を取り上げる法はできているが（軍布告109号・土地取用法）とられた人に対して生活の補償した例もない、又そのような予算もない」「自由諸国家の防衛のためには一部の人の犠牲は已むを得ない」とその度に一滴の血も涙もない返答で拒否されて来たのであります。

1954年9月には、知念宜野湾村長と地主代表澤砥安良氏外数名の区民が軍に呼び出され、シャープ少佐から「32戸の家屋調査をさせるかどうか」と問われたので澤砥安良氏が「調査させることは、土地を明け渡す前提になるので出来ない」と拒否したところ、シャープ少佐は大いに怒り、テーブルをたいて「君は共産党員だ」「応じなければ軍隊を出動させ調査を強行する」と脅迫したのであります。

1955年3月11日午前9時過ぎ重機がやって来て、稲が孕み始めようとしている田圃をすきならしはじめたのであります。私達は鐘を乱打し、老若男女、子供といわず、重機の直ぐ下に座り込み運転を止めさせたのであります。しばらくするとハイヤー10台に分乗した完全武装兵54名が下りて来て老若男女を問わず銃のショービハンでた、きつけ、突き倒し、田圃の中に投げ込み、重軽傷者が32名もでて、72才になる伊波與一爺さんはその場で気絶したのであります。更に3人の子どもを抱えている戦争未亡人の豊永和子（37才）さんはMPにちよつとふれたというだけで逮捕され、軍事裁判にふされたのであります。アメリカ判事でもこれには罪名をきせる事が出来ず結果は無罪になりました。

口を開けば自由諸国の財産と生命を守るために駐屯しているというアメリカ占領軍は、このような野蛮行為を白昼公然とやったのであります。この事件に対し、翌日の米紙モーニングスターは、伊佐浜区民は共産党員の煽動によって反対せしめられた、重機の下に座り込んだのは区民ではなく、部外者だと嘘を平気で

報道したのであります。1955年7月11日には1週間内に立退け、拒否した場合は18日午前8時に強制立退きさせられるということを全県民に知るや、当日早朝より来沖中の日青協副会長の寒河榮善秋氏始め各地より応援にかけつけた数千の労働者、農民、学生の大勢を察知したさすがのアメリカ軍もその日は手をつけることが出来なかったのであります。

明けて19日未明4時頃、エンジンの爆音高くひっかかせて、ブルドーザーや重機が近づき、暗がりの中で部落の四方八方からすきならしが始められて来ましたが、人員の少ない部落民では、どうしても阻止することが出来ず、夜が明けて、各地から万余の人が応援にかけつけた時には、すでに遅く、田圃の中へ数10台のブルドーザーが入り込み、土地の周囲に金網をはりめぐらし、MPによって包囲されていたのであります。そして家も米軍の手によって次々に壊されたのであります。いくら実戦で夜襲されたとしても弾の飛んでくる方向はわかるが、目標もしらない、唯不気味な音だけが聞こえてくるだけであの時の恐ろしさは未だかつて味わったことはありません。こうして私達の先祖伝来受けついで来た大事な土地と生活権がアメリカ占領軍によって完全に奪われ、追払われたのであります。その時応援に来た豊見城村字瀬長の一青年と高校教諭前原穂積氏が土地を守るために部落民と話し合っただけで逮捕されたのであります。その時のライカム副司令官ジョンソン准将（琉球列島米国民政府主席民政官）がHBTに身をまとい陣頭指揮をとっている姿には限りない憎しみと憤りを覚えました。強制的に立退かされた私たちは政府の手で夏休みで空いている大山小中学校に収容されました。そして1955年8月30日降りしきる雨の中をびしょぬれになって現在の土地（現・沖縄市高原のインスマヤードゥイを指す——引用者）に移動したのであります。

この土地は台風の場合風あたりが強くて、木もないまったくの不毛地であります。移動後55年9月から56年3月までの7ヶ月間は琉球政府生活保護法（生活の出来ぬ病弱者、身寄りのない老人などを救済する）によって最高1日1人21円（B円）の救済がなされたのでありますが今年の4月から2家族が中止され、他家族は6名を4名にへらされ、7月以降は全戸が生活補償を打ち切られたのであります。又占領軍から一方的に決められた家屋の55%の僅かな移動金で購入した土地や小作地は軍の使用した後で表土をとって石が敷かれてあるため、45坪から荷馬車38台分の石が出るのであります。又何を植えても成長しない。普通の土地であれば収穫の予想もつくが、芋を植えてすでに3ヶ月余にもなるが成長せず今後も収穫の予想がつかない状態であります。更に軍の水道パイプから1ヶ所の水道ジャロを設置しましたところ、55年10月より56年1月までの3ヶ月分の水使用料として2万（B円）を軍から琉球政府に請求し、又政府はこれを支払い、

私たちに「これは伊佐浜への援助金だ」とも云っております。しかもその水代さえ惜しくなったのか、今年の1月からは越来ダムの民間水道組合から水道を引かせ、只でさえ収入のない私達は1戸当たり1ヶ月130円の水道料を支払っていません。

私達伊佐浜区民は戦後10年焼野と化した土地を打ち起こし、10万余坪の田圃を前にしてわきに家を建てて泉から湧出る真清水を各家庭に引いて年々稲を植えて、そしてみのり、やがて穂をはらみ、その収穫の日を毎日々々楽しみにして生活して来たのであります。ところが今度のアメリカの惨酷非道な土地収奪によって生活権を奪われ、たえがたい苦しみに落とし入れられております。農作物の成長しない土地をいくらかじってみたところで人間としての最低の生活さえ出来る筈はなく、毎日の食事をとる度毎に子供たちから伊佐浜での食物をせがまれる時ほど親としてどうしてよいか胸がはりさける思いがします。

私たちから土地をとり上げて、弱い者をいぢめて苦しめることは、キリスト教国であり、民主々義国であると自他ともにゆるしている米国のおこないだとは信じられません。又、弱い者は殺せという政治や法律は世界どこの国にもないと思えます。

私達は、正義は必ず勝つという確信をもって、アメリカ占領軍のいかなる残忍極まりなき暴挙に対しても決して屈することなく、祖国の土地を守り、又二度と伊佐浜のような悲劇を繰り返さないため、四原則を堅持して80万県民と共に強く戦う決意であります。

祖国同胞の皆さん！ このような私たち沖縄の苦しみを打開し、祖国の平和と完全独立を勝ちとるためなお一層の御援助、御協力下さるよう訴えます。

1956年9月1日

伊佐浜区民代表
澤砥安良
田里ナへ
外 一同

（出典：本永良夫『反戦地主の源流を訪ねて』あけぼの出版・1997年）